参加申請に係る質問と回答

（令和8年7月24日時点）
（更新箇所に色を付けています）

No.	受付日	回答日	質問箇所	質問内容	回答
1	7/8	7/13	実施要領	1．企画競争参加申請書に添付する、「都道府県税納税証明書」ですが、写しでよろしいでしょうか。 2．企画競争参加申請後に辞退届を提出した上で辞退を行う場合のペナルティはなしとの認識でよろしいでしょうか。	1.原本での提出です。 2.ご認識のとおりです。
2	7/9	7/13	実施要領	１．共同事業者による申請で、実施要領 4.提出書類で「共同事業者による申請の場合は、※印の書類を構成法人全てについて提出すること。」とあり、４．（３）に「県の物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格又は建設工事入札参加資格の認定を受けている者については、ウ、オ、カ及びキについては省略できる。」とありますが、認定を受けている代表企業の事業者Ａと認定を受けていない事業者Ｂで共同事業者として申請する場合は（３）参加に係る書類は、事業者Ａの提出書類はア、イ、エ、クで、事業者Ｂの提出書類はウ、エ、カ、キという認識でよろしいでしょうか。 ２．参加資格に係る証明書（登記事項証明書・納税証明書等）は全て原本ではなく、写しでよいという認識でよろしいでしょうか。 ３．提出書類の様式２-２は印マークがありますが、他の書類は印マークがありませんので、押印は不要という認識でよろしいでしょうか。	1.令和8年7月10付けで実施要領を次の①及び②のように修正しましたので、ご質問の場合は、事業者Ａの提出書類はア、イ、エで、事業者Ｂの提出書類はウ、エ、オ、カ、キ、クとなります。 【修正内容】 ①共同事業者による申請の場合に、構成法人全てについて提出する書類として、以下を追加 　オ　役員等に関する調書（様式４） 　ク　都道府県税納税証明書（滞納がないことの証明書）（直近の年度のもの） ②県の物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格又は建設工事入札参加資格の認定を受けている者について省略できる書類として、以下を追加 　ク　都道府県税納税証明書（滞納がないことの証明書）（直近の年度のもの） 2.原本の提出です。 3.ご認識のとおりです。
3	7/14	7/17	実施要領	質問①：PPS事業者の立場で不足電力を供給するために共同事業者として参加資格申請を行う場合、実施要領―4提出資料―(1)～(3)の資料については※印の書類に加えて小売電気事業者の登録がわかる資料の写しを添付することで参加資格を満たすことになるでしょうか。例えば(3)アの類似事業の契約書等の写しは必要なしと認識。 質問②：質問①が共同事業者の立場でも記載されている全ての書類を準備する必要がある場合、PPS事業者でも太陽光設置事業の類似事業の契約書写しの提出が必要でしょうか。 質問③：実施要領―4提出資料―(3)―キは法人の場合「その3」を提出することですべての税についての未納がないことの証明となると思いますが、「その3」のみ提出することでよいでしょうか。	質問① ご質問の場合で、(3)ア「類似事業の契約書等の写し」として小売電気事業者の登録が分かる資料の写しを添付することで構いません。 質問② 質問①のとおり。 質問③ ご認識のとおりです。
4	7/22	7/24	実施要領	１．競争参加資格申請書で、共同企業体での申請ではなくグループ構成員としての参加は可能でしょうか。 ２．上記の場合、ＰＰＡ事業者とＰＰＳ事業者に別個に請求して頂くことは可能でしょうか。	1.共同企業体での申請です。